

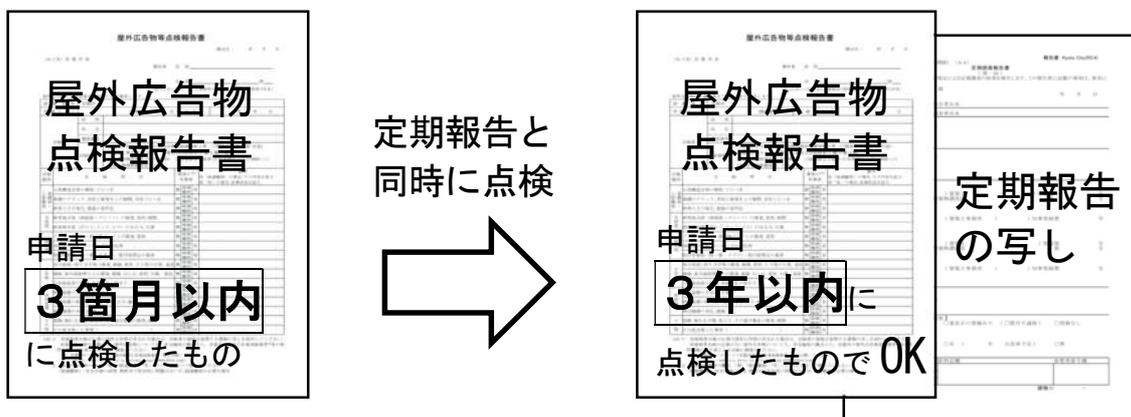
定期報告(建築物)の点検時に屋外広告物の点検を行いませんか？

《屋外広告物の表示の許可を受けている方へのお知らせです》

屋外広告物の継続申請に必要な屋外広告物の点検報告書は、申請日から3箇月以内のものが有効です。ただし、屋外広告物の所有者・設置者等の負担の軽減の観点から、3年ごとの定期報告(建築物)の点検時に実施した屋外広告物の点検報告書は、申請日から3年以内のものを有効としています。これにより、定期報告時と屋外広告物の継続申請時に2回必要であった点検作業が、1回で済むことになり、特に有資格者による点検が必要な場合に、手間や費用を抑えることができます。

定期点検(建築物)を実施する資格を有する者(建築士(一級・二級)、特定建築物調査員)は、屋外広告物の有資格者点検を実施することができます。

○ 同時に点検すれば3年以内に点検したものでOK



※ 屋外広告物点検報告書は、定期報告時に提出いただくものではありません。お手元に保管いただき、**屋外広告物の継続申請時に御提出ください。継続申請のお知らせは、広告景観づくり推進課から送付します。**

※ 点検報告書の様式は、京都市情報館(公式ホームページ)でダウンロードできます。

※ 許可対象の屋外広告物の中に、定期報告対象外の屋外広告物がない場合は、屋外広告物の点検報告書は、定期報告の写しをもって代用できます。ただし、追加書類や追加点検が必要な場合がありますので、事前に御相談ください。

いずれの場合も、屋外広告物の点検の際には点検報告書に記載された点検箇所、点検項目に沿った点検をお願いいたします。

【御提出先・お問合せ先】

京都市 都市計画局 都市景観部 広告景観づくり推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
TEL 075-222-4137 メール okugai@city.kyoto.lg.jp



京都市情報館(公式ホームページ)は、左のQRコードからアクセスできます。

京都市 屋外広告物 安全点検 検索